

令和2年1月21日
白河市教育委員会
1月定例会会議録

令和2年1月白河市教育委員会定例会会議録

日 時 令和2年1月21日(火)
開 会 午後3時34分
閉 会 午後5時19分

場 所 白河市役所地下第1会議室

報告事項

- (1) 教育長報告
- (2) 各課所報告

議 事

- 議案第1号 白河市教員住宅管理規則を廃止する規則
議案第2号 白河市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程
議案第3号 白河市教育委員会教育長専決規程の一部を改正する規程
議案第4号 白河市教育委員会嘱託職員の雇用に関する規程を廃止する規程
議案第5号 白河市教育委員会臨時職員の雇用に関する規程を廃止する規程
議案第6号 白河市語学指導を行う外国青年の給料等に関する条例を廃止する条例
議案第7号 白河市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
議案第8号 白河市立学校教職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則
議案第9号 中山義秀記念文学館条例施行規則の一部を改正する規則
議案第10号 白河市社会教育委員の委嘱について

【追加議案】

- 議案第11号 中山義秀記念文学館の臨時休館について
議案第12号 図書館の臨時休館について
議案第13号 図書館の休館について

そ の 他

- 協議事項 大信地域小学校統合方針について
協議事項 給食費の改定について

○ 出席委員

- 教育長 芳賀 祐司 1番委員 金子 英昭 2番委員 北條 睦子
3番委員 沼田 鮎美 4番委員 瀧澤 学

○ 出席説明員

理事兼教育次長	菊地 浩明	参事兼教育総務課長	水野谷 茂
学校教育課長	根本 秀一	生涯学習スポーツ課長	田崎 修二
中央公民館長	橋本 薫	図書館主幹兼副館長	中沢 孝之
健康給食推進室室長補佐兼係長	佐藤 すみ子		
学校教育課主幹兼課長補佐兼指導係長	加藤 正行		

○ 書記

教育総務課課長補佐兼総務係長	宮尾 宏樹	教育総務課副主査	佐々木 奈緒美
----------------	-------	----------	---------

○ 傍聴人 1人

【午後 3 時 34 分開会】

○教育長

これより令和 2 年白河市教育委員会 1 月定例会を開会いたします。それでは、ただちに本日の会議を開きます。日程に入るに先だち、白河市教育委員会傍聴人規則第 2 条の規定により、本日の傍聴を許可しましたので、ご報告申し上げます。

日程第 2 会期の決定

○教育長

これより日程に入ります。日程第 2、会期の決定ですが、白河市教育委員会会議規則第 4 条の規定により本日 1 日間といたします。

日程第 3 書記の指名

○教育長

次に日程第 3、書記の指名を行います。書記には教育長において、宮尾教育総務課課長補佐、佐々木教育総務課副主査を指名します。

日程第 4 教育長報告

○教育長

新しく瀧澤学委員をお迎えして、本年も教育委員の皆さまと協力しながら、白河市の教育の充実・発展のために、教育行政を推進していきたいと思っておりますので、どうぞ、よろしくお願いいたします。

それでは、3 点報告いたします。まず 1 点目ですが、1 月 8 日より 3 学期がスタートしました。昨年は冬休み中に児童一人が交通事故に遭ってしまいましたが、今年は大きな事故もなく過ごせたようです。3 学期は、まとめ・進路実現と新年度の準備の学期となります。17 日の校長会議において、当該年度で身に付けるべき学力をしっかりと保証すること、生徒の進路実現を図ること、進級進学する心の構えを持たせること、また、学校運営については、本年度の反省と見直しを行うとともに、入学する特別な支援を要する児童生徒に 4 月から適切にかかわれるよう、事前に面談を行うなど、新年度の準備を確実にを行うよう話したところです。高校入試は今回より、今までのⅠ期選抜とⅡ選抜が統合され前期選抜となり、その中で従来のⅠ期選抜が特色選抜、Ⅱ期選抜が一般選抜となり、前期選抜の志願者全員に学力検査が課されることになりました。入試は 3 月 4 日から 6 日にかけて行われ、16 日に合格発表があります。また、従来のⅢ期選抜が後期選抜となり、3 月 24 日に入試があり 25 日に合格発表があります。生徒たちには、この試練を乗り越えてほしいと思っています。

2点目ですが、12日は、コミネスを会場として市内地域合同の式となり4回目の成人式でしたが、委員の皆さまにも参加していただき無事終了いたしました。和やかな式となったと思っております。

3点目ですが、14日、白河第三小学校江花洋介教諭とみさか小学校鈴木恵美子教諭が、文部科学大臣優秀教職員表彰を受けました。江花教諭は特に算数の指導力に優れ、鈴木教諭は国語の指導力に優れていることから表彰を受けました。以上、3点を報告いたします。

日程第5 議事

○教育長

次に日程第5、議事に入ります。はじめに、追加議案といたしまして、議案第11号「中山義秀記念文学館の臨時休館について」、議案第12号「図書館の臨時休館について」、議案第13号「図書館の休館について」を提案し、議案といたします。

また、今回提案しました議案のうち、議案第6号「白河市語学指導を行う外国青年の給料等に関する条例を廃止する条例」、議案第7号「白河市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」は、市議会に提案するもの、また、日程第7、その他の協議事項のうち、「大信地域小学校統合方針について」は、意思形成過程の案件ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により非公開とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

ご異議なしと認めます。よって、議案第6号「白河市語学指導を行う外国青年の給料等に関する条例を廃止する条例」及び議案第7号「白河市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」並びに日程第7、その他の協議事項の「大信地域小学校統合方針について」は、後ほど審議することといたします。

それでは、はじめに、議案第1号「白河市教員住宅管理規則を廃止する規則」を議題とします。内容の説明を求めます。

○教育総務課長

それでは、1月定例会議案書の1ページをご覧ください。議案第1号白河市教員住宅管理規則を廃止する規則です。白河市教員住宅管理規則は、廃止する。この規則は、公布の日から施行する。以前は、各学校に教員住宅がありましたが、現在あるのは小野田小学校のみとなっております。すでに昨年度より使用されておりませんので、廃止するものです。以上、簡単ですがご審議お願いいたします。

○教育長

これより質疑に入ります。ただいまの説明に対し、質疑をお受けいたします。

○金子委員

実際に使用されていないということですので、規則の廃止については良いと思います。施設設備については、今後どのようになるのでしょうか。

○教育総務課長

現在は、物置等に活用しております。その他にも同じような施設が大屋小学校にもありまして、大屋小学校はすでに児童クラブとして活用しております。また、信夫第一小学校では、物置としていますが、小野田小学校については検討中でございます。

○金子委員

ありがとうございます。

○教育長

他にございますか。よろしいですか。これにて質疑を終了いたします。これより採決いたします。議案第1号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号「白河市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程」を議題とします。内容の説明を求めます。

○教育総務課長

内容の説明に入る前に、地方公務員法及び地方自治法の一部改正ということでお配りした資料をご覧ください。地方公務員法及び地方自治法が改正され、4月より会計年度任用職員制度が新設されます。そのため、これらの条例、規則等を改正または廃止することとなります。まず、左側に一部改正とありますが、今回の議案第2号、議案第3号です。こちらは法律が変わるのに伴い、一部改正となります。また、右側は、議案第4号、第5号、第6号となりますが、こちらは廃止となるものです。また、網掛けの部分については次回定例会に提案する予定です。

それでは、議案書の2ページをご覧ください。白河市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程です。白河市教育委員会事務決裁規程の一部を次のように改正する。別表第1の一般事務のア共通専決事項の表34の項中「臨時職員」を「臨時的任用職員及び会計年度任用職員」に改める。別表第3の財務事務の2支出負担行為関係の表(1)の項中「、災害補償金及び賃金」を「及び災害補償金」に改める。次ページに新旧対照表があります。こちらは、地方公務員法及び地方自治法の改正に伴い、「臨時職員」という名称がなくなりますので、新たな名称に改めるものです。「災害補償金及び賃金」の部分は文言の整理となります。以上で説明を終わります。

○教育長

これより質疑に入ります。ただいまの説明に対し、質疑をお受けいたします。

○金子委員

議案第2号から第7号まで、廃止や改正が多かったため、その根拠を知りたいと思っていましたが、地方公務員法及び地方自治法の一部改正があり、市の条例や規則等が変わるのだと納得できました。今ほどの説明で、1点教えていただきたい点があるのですが、「臨時職員」が「臨時的任用職員及び会計年度任用職員」との記載になるとのことでしたが、違いは何でしょうか。

○教育総務課長

臨時職員とは、いわゆる臨時的に任用される職員のことです。勤務時間が短かったり、勤務日数が例えば月16日等決められていたりする場合があります。嘱託職員は、特殊な知識経験、技能等を有する者等で、勤務時間は通常どおりであったりします。次に「臨時的任用職員及び会計年度任用職員」ですが、まず「臨時的任用職員」は常勤職員に欠員が生じた場合に臨時的に任用される者のことです。「会計年度任用職員」は、いわゆる非常勤の職員のことです。

○教育長

他にございますか。よろしいですか。これにて質疑を終了いたします。これより採決いたします。議案第2号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号「白河市教育委員会教育長専決規程の一部を改正する規程」を議題とします。内容の説明を求めます。

○教育総務課長

こちらにつきましては、議案第2号と類するものです。白河市教育委員会教育長専決規程の一部を次のように改正する。第2条第1号中「嘱託職員」を「臨時的任用職員及び会計年度任用職員」に改めるものです。新旧対象表をご覧ください。先ほど説明したとおり、臨時職員、嘱託職員が会計年度任用職員となりますので、文言の整理をするものです。

○教育長

これより質疑に入ります。ただいまの説明に対し、質疑をお受けいたします。

(質疑なし)

○教育長

よろしいですか。これにて質疑を終了いたします。これより採決いたします。議案第3号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号「白河市教育委員会嘱託職員の雇用に関する規程を廃止する規程」を議題とします。内容の説明を求めます。

○教育総務課長

それでは、6ページをご覧ください。白河市教育委員会嘱託職員の雇用に関する規程を廃止する規程についてです。こちらにつきましても、地方公務員法及び地方自治法の一部改正により嘱託職員の身分がなくなり、必要ない規程となりますので、廃止するものです。なお、今までは教育委員会関係の嘱託職員、臨時職員は教育委員会の規定により雇用されておりましたが、今後は市長部局の方で整備しております規定に則って雇用されるということになります。

○教育長

これより質疑に入ります。ただいまの説明に対し、質疑をお受けいたします。

(質疑なし)

○教育長

よろしいですか。これにて質疑を終了いたします。これより採決いたします。議案第4号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。次に、議案第5号「白河市教育委員会臨時職員の雇用に関する規程を廃止する規程」を議題とします。内容の説明を求めます。

○教育総務課長

7ページになります。白河市教育委員会臨時職員の雇用に関する規程を廃止する規程についてです。こちらにつきましても、臨時職員の名称と雇用形態がなくなりますので、廃止するものです。

○教育長

これより質疑に入ります。ただいまの説明に対し、質疑をお受けいたします。

(質疑なし)

○教育長

よろしいですか。これにて質疑を終了いたします。これより採決いたします。議案第5号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号「白河市立学校教職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則」を議題とします。内容の説明を求めます。

○学校教育課長

議案第8号白河市立学校教職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則についてです。白河市立学校教職員安全衛生管理規則を次のように改正する。第5条中「健康管理医」を「学校健康管理医」に改める。第6条の(見出しを含む)中「健康管理医」を「学校健康管理医」に改めるというものです。これまで「健康管理医」として業務を行っていた提供しておりましたが、新しく「学校健康管理医」という用語で規定し直し、同様の業務を行っていただくものです。用語の整理となります。以上です。

○教育長

これより質疑に入ります。ただいまの説明に対し、質疑をお受けいたします。

○金子委員

文言の整理ということですが、ここで文言の整理をする背景を教えてください。

○学校教育課長

労働安全衛生法が始まった頃、市長部局と教育委員会は同じ用語を使いスタートしたと聞いています。市長部局の方では、産業医として委託する必要がある、それに伴い報酬を変えました。しかし、教育委員会では産業医の委託は必要ありません。同じ用語でスター

トしましたが、実施している職務が異なるため、今回用語の整理を行いました。

○金子委員

わかりました。

○教育長

他にございますか。

○沼田委員

「健康管理医」と「学校健康管理医」の2つの職が出来るということなのでしょうか。

○学校教育課長

市長部局は法の改正等を受けて、産業医という性質も含めていくことになりました。ですので、教育委員会では「学校健康管理医」という用語を使用していくこととなります。

○沼田委員

わかりました。

○教育長

他に、よろしいですか。それでは、これにて質疑を終了いたします。これより採決いたします。議案第8号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号「中山義秀記念文学館条例施行規則の一部を改正する規則」を議題とします。内容の説明を求めます。

○生涯学習スポーツ課長

17ページをご覧ください。議案第9号中山義秀記念文学館条例施行規則の一部を改正する規則です。中山義秀記念文学館条例施行規則の一部を次のように改正する。第1号様式を次のように改める。ということで、中山義秀記念文学館のチケットがこちらに記載されております。この規則は、令和2年4月1日から施行します。条例の入館料を改正することになりましたので、併せて改正するものです。

○教育長

これより質疑に入ります。ただいまの説明に対し、質疑をお受けいたします。

○金子委員

大人、小人とありますが、小人というのは何歳までなのでしょうか。

○生涯学習スポーツ課長

条例で小人は小中学生となっております。

○金子委員

ありがとうございます。

○教育長

これにて質疑を終了いたします。これより採決いたします。議案第9号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第10号「白河市社会教育委員の委嘱について」を議題とします。内容の説明を求めます。

○生涯学習スポーツ課長

19ページをご覧ください。議案第10号白河市社会教育委員の委嘱について、社会教育法第15条及び白河市社会教育委員に関する条例により、次のとおり委嘱する。任期は令和2年2月1日から令和4年1月31日までの2年間です。白河市PTA連絡協議会の会長が変わりましたが、それ以外の方は再任となります。発令年月日は令和2年2月1日となります。以上です。

○教育長

これより質疑に入ります。ただいまの説明に対し、質疑をお受けいたします。

(質疑なし)

○教育長

よろいしですか。それでは、これにて質疑を終了いたします。これより採決いたします。議案第10号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号「中山義秀記念文学館の臨時休館について」を議題とします。内容の説明を求めます。

○生涯学習スポーツ課長

中山義秀記念文学館の臨時休館についてです。中山義秀記念文学館条例第5条の規定により、次のとおり中山義秀記念文学館を臨時休館とする。中山義秀記念文学館の職員全員が、白河市立図書館で開催する中山義秀文学賞贈呈式・記念講演会にあたるため、中山義秀記念文学館を休館とするものです。

○教育長

これより質疑に入ります。ただいまの説明に対し、質疑をお受けいたします。

○教育長

よろいしですか。それでは、これにて質疑を終了いたします。これより採決いたします。議案第11号は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認されました。

次に、議案第12号「図書館の臨時休館について」を議題とします。内容の説明を求めます。

○図書館主幹兼副館長

追加議案の2ページをご覧ください。議案第12号図書館の臨時休館についてです。議案第11号と関連しております、皆様にお配りしたチラシのとおり贈呈式・記念講演会を開催いたします。大信図書館も職員総出で対応しますので、休館としたいということです。以上です。

○教育長

これより質疑に入ります。ただいまの説明に対し、質疑をお受けいたします。

○沼田委員

中山義秀文学賞贈呈式・記念講演会は大信で行われるのではないのでしょうか。

○生涯学習スポーツ課長

大信で開催しても良いのですが、合併もしましたので、市全体で盛り上げるためにも市の中心部で行おうということで、中山義秀文学館と大信図書館を休館し、白河市立図書館で開催するというので提案させていただきました。

○沼田委員

理解できました。ありがとうございます。

○教育長

他にございますか。よろいしですか。それでは、これにて質疑を終了いたします。これより採決いたします。議案第12号は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認されました。

続きまして、議案第13号「図書館の休館について」を議題とします。内容の説明を求めます。

○図書館主幹兼副館長

追加議案の3ページをご覧ください。議案第13号図書館の休館についてです。白河市立図書館規則第6条第1項の規定により、次のとおり特別整理期間とし、図書館を休館とする。白河市立図書館においては、令和2年3月8日(日)から同月18日(水)まで、白河市立表郷図書館は、令和2年2月26日(水)から3月3日(火)まで、白河市立大信図書館は、令和2年3月11日(水)から同月17日(火)まで、白河市立東図書館は令和2年3月4日(水)から同月10日(火)までの期間となります。図書館を一時、閉館いたしまして、全ての本の確認作業を行います。また、図書館内の場所の変更であったり、コーナーを変えたりといった作業もこの期間でさせていただきます。白河市立図書館の蔵書数は全体で27万冊あり、それらを1冊1冊手作業で確認していきますので、10日ほど休館とさせていただきます。以上です。

○教育長

これより質疑に入ります。ただいまの説明に対し、質疑をお受けいたします。

○金子委員

こちらは、年に1度行うものでしたか。

○図書館主幹兼副館長

はい。年に1度実施しています。

○金子委員

年度当初に特別整理期間の日程を決めるのではなく、近くなってから決めた方が良い日程なのでしょうか。

○図書館主幹兼副館長

はい。そう思っております。

○金子委員

ありがとうございます。

○教育長

私から1点、市民サービスの観点から、これは必要最小限度の休館ということでよろしいですね。

○図書館主幹兼副館長

はい。必要最低限の日数を確保させていただいております。

○北條委員

整理とは具体的にはどのような作業なのでしょうか。

○図書館主幹兼副館長

はい。皆さんがご利用になるものですので、本が本来とは別のコーナー、別の棚にしまわれていることがあります。それを確認しながら、正しい位置に戻す作業が1つあります。それから、破損している本の確認も同時にしております。また、あまり動きのないような本については、書庫に納める作業も行います。以上です。

○北條委員

破損している本や、貸し出したまま返却されない本というのは、どのくらいございますか。

○図書館主幹兼副館長

破損している本がどの程度あるのか把握はしておりませんが、その都度確認をして、修理または買い替えをしております。紛失については、確認いたします。

○北條委員

わかりました。

○瀧澤委員

表郷、大信、東の図書館ですと、7日程の休館となっています。ということは、表郷、大信、東の図書館の蔵書数は同程度ということなのでしょうか。

○図書館主幹兼副館長

はい。そのとおりです。概ね4万から5万冊となっております。

○教育長

他にございますか。それでは、これにて質疑を終了いたします。これより採決いたします。議案第13号は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認されました。

日程第6 各課所報告

○教育長

次に日程第6、「各課所報告」に入ります。各課所の取組や課題など、説明が必要であると思われる事案についてご報告いただきます。まずは、教育総務課より補足事項の報告をお願いいたします。それでは、お願いします。

(教育総務課長より報告)

○教育長

続きまして、各課所の報告事項について、説明をお願いいたします。

(各課所長より下記案件について報告)

No.	所属名	件名
1	学校教育課	白河市立小学校・中学校の卒業式について
		白河市立小学校・中学校の入学式について
2	生涯学習スポーツ課	第25回中山義秀文学賞贈呈式・受賞記念講演会の開催について

○教育長

これより一般質問に入ります。ただいまの各課所報告並びに本市の教育行政一般に関し、ご質問をお受けいたします。

○沼田委員

4ページの1月12日に行われました成人式について、先ほど参加人数が573名とお聞きしたのですが、これは成人者の人数でしょうか。それとも、全体の人数でしょうか。

○生涯学習スポーツ課長

成人者の出席人数です。成人者720名中、出席したのが573名ですので、約80%の出席率でした。

○沼田委員

成人式は入場の制限なく、一般の方も観覧することができるのでしょうか。

○生涯学習スポーツ課長

基本的に制限はしていません。

○瀧澤委員

卒業式について、時間が入っていませんでしたので、教えていただけますでしょうか。

○学校教育課長

後ほど改めて、集合時間と開始時間を表記したものをお届けするようになります。午前中に行われますが、学校ごとに時間が違います。

○教育長

他にございますか。

○金子委員

入学式についてですが、資料の7その他の(2)に、「校長には入学を許可する権限はないので留意する」とあります。以前からあるのですが、私が参列した学校で、何名の皆さんの入学を許可します、と言ってしまった方がいました。おそらく、別の言葉で歓迎の言葉を述べる方が実態に合うという意味でこの一文があるのだと思いますが、そういったことがあり得るので、再度確認していただいた方が良いかと思いました。

○学校教育課長

ありがとうございます。わかりやすく説明したいと思います。

○金子委員

慣れている方は、そのような表現は使わないと思うのですが、念を押すためにお願いいたします。

○学校教育課長

わかりました。ありがとうございます。

○教育長

他に、ございますか。それでは、これにて一般質問を終了いたします。

日程第7 その他

○教育長

次に日程第7、その他に入ります。協議事項といたしまして、「給食費の改定について」を議題といたします。内容の説明を求めます。

○教育次長

資料の2ページからご説明いたします。今回、令和2年度からの給食費について値上げを考えております。現在の給食費は、平成26年度に消費税5%から8%への引き上げに伴い改定をしたものです。小・中学校の給食費としては、1食あたり小学校275円、中学校310円です。表郷地区は炊飯を自校実施しており加工賃が不要なため、1食あたり小学校254円、中学校285円です。それから、大信幼稚園でも給食を実施していますが、こちらは1食あたり272円となっております。これらを令和2年度からそれぞれ15円引き上げたいと考えております。これまで6年間、給食費の改定を行っていないことで、牛乳や米の値上がりにより副食費が圧迫されていることから改定したいと考えております。その根拠としまして、3ページをご覧ください。3ページは、これまでの給食費の改定の推移、値上げする根拠の資料となります。まず、給食費の改定の推移については、平成12年度から平成21年度の改定を除いて、おおよそ5年間隔での改定となっております。次に値上げの根拠についてですが、まず、給食基本物資の単価推移をご覧ください。パン、ソフト麺、中華麺、米飯の平均と牛乳を加えた額で、平成26年度と令和元年度を比較しますと、小学校においては、平成26年度は105.34円、令和元年度は112.18円ということで、6.84円上がっております。中学校においては、平成26年度が112.95円、令和元年度が120.01円と7.06円上昇しております。次に、一般物資の単価推移ですが、玉ねぎ、じゃがいも等について平成26年度と令和元年度を比較しますと、上昇率が平均104.58%となっておりますので、一般物資の価格上昇率は4.58%です。令和2年度の学校給食費の案としましては、下をご覧ください。小学校では、平成26年度は、牛乳・米飯等の割合が38.31%、副菜の割合が61.69%でしたが、令和元年度はそれぞれ40.79%、59.21%で、かなりの割合で、牛乳・米飯等が占めております。そこで、改定案としましては、牛乳・米飯等については現在の

112. 18円をそのまま引継ぎ、副菜は平成26年度から物価上昇率の4.58%をかけ、117.43円、割合になおしますと、61.27%となり、平成26年度の割合に近づきます。1食あたりですと290円となります。中学校についても同様に、牛乳・米飯については120.01円を引き継ぎ、副菜は平成26年度に4.58%をかけ、206.07円、1食あたり325円とする改定を行うものです。

続きまして4ページをご覧ください。こちらは福島県内市町村の1食あたりの給食費の一覧になっております。平均しますと、小学校で284円、中学校で329円となります。1ページに戻ります。1ページは、学校給食費を決定するまでの手順となります。この手順については一番下の記載のとおり、平成26年2月13日の教育委員会臨時会でこの手順により給食費の額を決定することを確認しています。また、条例関係を見ますと、白河市立学校給食センター条例第4条で、給食センターの適正かつ円滑な運営を図るため、給食センターの施設ごとに運営委員会を設置することとなっております。また、白河市立学校給食センター条例施行規則第7条で、給食センターの運営に関する経費のうち、給食費は、前条の規定により給食を受ける児童及び生徒の保護者並びに職員等の負担とすることとなっております。さらに第2項では、前項の給食費は、各給食センター運営委員会が定めるという形になっております。こちらを受けまして、上の表になりますが、まず、本日の定例会で委員の皆さまに協議していただき、意見をいただきます。その後、施行規則にありますとおり、運営委員会で事務局案を提示しまして協議いただくこととなります。日程的には既に決定しておりまして、学校給食センター運営委員会は1月30日、大信学校給食センター運営委員会は1月29日に行います。その後、保護者に通知することとなりますのですが、保護者への通知の前に、PTA連絡協議会役員会が2月19日に表郷中学校でありますので、その場で一度説明させていただき、その後にセンター受配校、自校給食校にそれぞれ通知をし、2月末頃になるかと思うのですが、保護者に通知をします。このような手順となりますので、よろしく願いいたします。

○教育長

ただいまの説明に対し、意見をお受けいたします。

○金子委員

以前に給食費がかなり厳しい状況にあるという話を聞き、何とか工夫をして維持しているという印象を持っていました。今回、細かい資料をいただきましたが、例えば3ページの給食一般物資の単価推移として平成26年と令和元年度の上昇率がありますが、これらは気候変動にかなり影響されます。ですので、給食費の決定は、保護者の負担を減らしながらも、適正な価格を維持していかなければならない難しい仕事であるという思いが私の中に強くあります。今回このように細かく計算していただいたもので、大きな変化がなければまた何年か努力していくわけですので、引き上げはやむを得ないのではないかと思います。また、要保護、準要保護者は給食費が援助の対象になっているかと思いますが、それはこの新たな額で援助されるということですのでよろしいのでしょうか。

○教育次長

おっしゃるとおり、改定後の額で支給されます。

○金子委員

わかりました。

○沼田委員

少ない給食費の中から大変努力していただいているいつもおいしい給食を子どもたちに提供してくださっていることに感謝申し上げます。個人的な意見になってしまうかもしれませんが、子どもの貧困が増える中で、給食はとても重要な位置にあると思います。極端な話かもしれませんが、その一食だけで過ごしている子どももいるかもしれません。また、私の子どもは3食食べてはいますが、栄養バランスの取れた給食はとてもありがたく感じています。値上げして困るであろう方には給食費の援助がありますので、私個人としては、例え10円、20円上がったとしても質の良い給食を提供いただくことの方が重要だと考えています。

○教育長

瀧澤委員はどうでしょうか。

○瀧澤委員

単価というものを改めて見ますと、大変努力されていることがわかります。この単価であれだけの充実した給食を提供いただけることに感謝したいと思います。確かに生活に苦しい家庭もあるとは思いますが、沼田委員もおっしゃったように、子どものためであれば、15円の値上げは仕方ないのではないかと思います。もう少し引き上げたとしても、内容が充実するのであればかえって良いのではないかと感じました。

○教育長

北條委員はどうでしょうか。

○北條委員

この表を拝見しますと、子どもたちのために努力されていることが分かります。朝、親御さんが起きられなくて、十分な朝食を与えられないという家庭もあると思います。給食が一番カロリーを摂取できる重要な栄養源となっている子どももいるかもしれません。また、中学生は放課後に部活動がありますので、給食のカロリーが高いことも存じております。ですので、この価格で充実した栄養を摂取できるというのはありがたいことだと思います。

また、最近フードロスが問題となっておりますが、これだけ努力されている給食の残りはどの程度なのでしょうか。

○健康給食推進室室長補佐兼係長

学校にもよりますし、担任の先生にもよります。ただ、残菜率を毎日調べておりますが、びっくりするような量はありません。まして、自校給食校になりますと、調理する方を子どもたちは見て、「おいしかったよ」「ありがとう」等声をかけていますので、なお残菜率は低くなっています。

○北條委員

私も子どもの頃、調理員の側を通りますと、作ってくださる方への感謝を感じていました。そういう点が自校給食は素晴らしいと思います。ちなみに、今も昔も子どもさんが好きなメニューは変わりませんか。

○健康給食推進室室長補佐兼係長

そうですね。カレーやハンバーグ、から揚げが、麺類ですとスパゲッティが人気です。

○北條委員

そういうものでも今は親御さんが忙しいので、出来合いのものを食べているお子さんも多いと思います。本物の味を食べさせていただける良い機会だと思いますので、今後ともよろしくお願いします。

○健康給食推進室室長補佐兼係長

ありがとうございます。

○教育長

それでは、以上のような意見を運営委員会にお届けいただければと思います。ご意見ありがとうございました。

その他、各課の取り組みや課題などについてご意見・ご質問等がありましたらこの場で取り上げたいと思いますが、何かございますでしょうか。

○教育長

よろしいですか。それでは、残りの議案及び協議事項を審議したいと思いますので、これより非公開といたします。白河市教育委員会以外の傍聴の方は、退出のほどよろしくお願いします。

(非公開)

○教育長

それでは、以上で、白河市教育委員会1月定例会を閉会いたします。

【午後5時19分閉会】

以上の記録が正確なことを認め、ここに署名する。

令和2年2月13日

教 育 長

1 番 委 員

2 番 委 員

3 番 委 員

4 番 委 員